

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

兵庫県美方郡新温泉町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金29,545円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成23年6月3日

(2) 事故発生場所

鳥取市田島地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部刑事部捜査第一課兼鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自

動車を運転中、路外に右折しようとして停車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車の左側を通過する際、同車両が右折を中止して発進したため接触し、双方の車両が破損したものである。